

モンゴル社会における小家族と末子相続

齊 穎賢

Small Size Family and Ultimogeniture in Mongolian Society

要旨：本稿は、これまでの先行研究で明らかになった、モンゴル社会における伝統的家族・父系親族の特徴が、①父系原理によって構成された血縁関係からなる氏族的集団、②家父長的小家族が単位、③族外婚、④複数の相続があり、女子の相続も小部分あるが、主に男子相続であり、特に「末子相続」であることを整理し、「小家族」と「末子相続」に焦点を当てて、これまで先行研究が見落としてきた点、つまり、①なぜ小家族が単位なのか、②なぜモンゴル社会は末子相続なのかを再検討し、明らかにするのが目的である。

研究方法として、文献・資料を検討の上で、比較的伝統的であったモンゴル社会に生まれ育った経験を生かしながら、現在の生活の中での家族・親族関係を踏まえて、内側から、モンゴル社会における家族・父系親族の現象をとらえるだけでなく、その現象の持つ主な特徴の「意味」を探った。

その結果、①モンゴル小家族は、遊牧的経済だけが要因ではなく、モンゴル人が、子どもを結婚させて、「独立」させることを、親の基本的な「義務の達成」とし、それを子供の「1人前の成人」であるという観念と、「親族間の軋轢」を避けるという観念と緊密に関連している。②モンゴル相続の発生は親の死後ではなく、子の「結婚・独立」時に発生しており、「平等である」という親の「判断基準」に基づき、諸子に財産を分割しているのが実態であり、しかも、「末子相続」慣行であっても、他の民族の「長子相続」のような「1人の子どもが死者の財産を排他的に承継する一子相続のパターン」ではない。③モンゴルの「末子相続」慣行は、明らかにモンゴルの「小家族が単位」と関連しており、上の兄弟たちが、次々と独立していった結果は、末子が親の扶養をすることになる。しかし、親の扶養が問題にならなかったから、法制度的な規定がなかったことになる。④農耕化したモンゴル社会における事例から、「末子相続」の慣行は、遊牧或は農耕のような経済的形態が主因でなく、「イエ」や「家族」をどう見るかという「観念」によるという内藤莞爾説が実証されたことになる。

キーワード：モンゴル、小家族形態、末子相続、家族・親族関係

1. はじめに

本稿は、これまでの先学たちによって解明されてきたモンゴル社会における伝統的家族・父系親族研究についての成果を参照しながら、これを再検討し、これまで見落とされてきた点を明らかにすることが目的である。

なぜ再検討が必要なのか。筆者は前稿で、モンゴルの家族・親族関係に関する先行研究の検討を行った¹⁾。ここでは、これまでの先行研究のほとんどが文献・史料を用いた歴史研究であり、社会学・文化人類学的研究が少ないため、現実の生活実態に十分注目してこなかったことを指摘した。また、これまでの先行研究は、研究の手法と依拠した史料の特殊性から、研究対象がモンゴルの家族と父系親族関係だけに偏っていた。だが、研究が多くあるにも関わらず、家族・親族関係に関して見落されてきた点が少なくない。

したがって、本稿では主にモンゴルの家族・父系親族に限定される先学たちの研究成果を後述する4つの特徴に整理し、これまで先行研究が見落としてきた点を指摘したい。その際、比較的伝統的であったモンゴル社会に生まれ育った経験を生かしながら、現在の生活の中での家族・親族関係を踏まえて、内側から、モンゴル社会における家族・父系親族の現象をとらえるだけでなく、その現象の持つ主な特徴の「意味」を探る。

1.1 先行研究の問題点

これまで、モンゴル社会の家族、特に「父系親族」に関する研究は、数多くあり、優れた成果が蓄積されてきた。

最も早い段階でのモンゴルの家族・親族に関する研究は、旧ソヴィエト法学者のリャザノフスキの『蒙古慣習法の研究』(1935)²⁾と、同じく旧ソヴィエト歴史学者ウラジミルツォフの『蒙古社会制度史』(1937)³⁾における「氏族、部族」に関する研究を挙げることが出来る。

リャザノフスキは、「モンゴル人は、その遊牧的父権的氏族文化の代表者であった……唯一の代表者ではないが、モンゴル人においては、斯かる社会組織の型が他の民族よりも更に鮮明に現れ、又一層よく保存されていた……」⁴⁾とし、モンゴルは父権的氏族社会であることを最初に指摘している。

そして、ウラジミルツォフは古代モンゴル社会の親族について、次のようにとらえていた。氏族、即ちオボク(obog)という「特殊な血族集団」があった。その氏族は父系的で、外婚的であったが、同一の祖先から多くの氏族が発展し、分節的に枝別れしても、これらの氏族は同一のヤス(yasuまたはyasun)、すなわち「骨」に属するものとされて、相互の通婚は禁じられていたとの見解を述べている⁵⁾。

日本においては、戦前からリャザノフスキ、ウラジミ

ルツォフなどの研究が紹介され、モンゴルの氏族制度や慣習などに研究の関心が置かれてきた。ここから、後藤十三雄（1942）⁶⁾、田山茂（1948）⁷⁾、青木富太郎（1952）⁸⁾、島田正郎（1955）⁹⁾などの優れた研究調査も多く報告されている。こうした中には、親族組織に関する研究も数多く含まれている。社会人類学者の中村孚美（1969）¹⁰⁾は、これらのモンゴルの親族組織の研究について、特に戦後、親族組織の研究が、分析の視角、方法において、著しく進展したと述べている¹¹⁾。

しかしながら、今日までのモンゴル家族・親族に関する先行研究において、本格的な社会人類学的手法によるモンゴル家族・親族の研究はほとんどなく、モンゴルの家族・親族関係が十分解明されたとはいえないだろう。本稿においては、多くの先行研究を参考にしているが、ここでは主に上述の青木、島田の親族組織の研究に加えて、社会人類学者である中村が纏めたモンゴル親族研究の成果を取り上げることにしたい。その理由は、それまでのモンゴル研究が歴史学研究が主眼であるのに対し、青木、島田と中村の研究は、社会学的・人類学的観点からのモンゴル研究だからである。

青木の研究¹²⁾は、それまでモンゴルの歴史学研究が主流であったモンゴル研究の中で、唯一家族制度に焦点を当てた研究であった。現地調査を踏まえて、実証的な研究を試みたが、著者自身も指摘しているように、当時は日本の敗戦前後であったために十分な調査を実施することができなかった¹³⁾。しかし、「相続制度」の部分に関しては比較的に実証的な研究であった。

モンゴル家族制度の研究者である青木富太郎は、歴史法学者であった。当時のモンゴル家族制度研究の中心は歴史的資料を使った「末子相続」の研究であったが故に、現地調査を実施以前の青木は、「末子相続」はすでに存在しないと考えていた。しかし、現地まで足を運び実態調査を行うことで、実際には「末子相続」が続いていたことを確認した。そして、青木は、日本の末子相続制度と比較しながら、モンゴルでは「必ず末子が家督を相続」と指摘し、「家族制度の内部条件」（詳しくは後に3章でのべる）によりそれが支えられていることを明らかにしている。同時に、この制度の持続を可能にした外部の条件として、「遊牧形態」と「モンゴルの厳しい自然環境により、聚居は望ましくない」という点を指摘し、モンゴル社会では息子らの独立・他出という経済的な必要性から長子から順に結婚を機会に独立していき、最後に残るのは末子という結果を生んだとの見解を示している。しかし、筆者は、青木が末子相続制度の持

続を可能にした外部条件を、「遊牧形態」と「自然環境」であるとしている見解には問題があると考えている。

次に、島田正郎の研究である。島田はもともと遼王朝の法制史を専門とした東洋史の研究者であったが、後にモンゴル法を中心とする北方ユーラシア法系の研究へとその研究の重心を移した。島田は北京大学に留学するなどの経験を持ち、漢語、漢文も達者であり、また内モンゴル地域にも足を運び、現地調査も行っている。島田は、モンゴル地域での現実を自分の目で観察した上で、モンゴルの各時代における法典および「清朝モンゴル例の実効性」などを厳密に検討し、かつ漢文史料を巧みに利用した文献学的側面の強い研究成果を多く挙げている。島田はおそらく、それまで盛んに行われたモンゴル研究の論調に疑問を感じていたのだろう。既存の研究に対して真正面からの反論を行っていないが、家族・親族については、法制度の実例の分析と現地調査の経験から、家族・親子関係、および承継、婚姻、妻の地位などを明らかにした。

さらに島田は、「モンゴリアの遊牧の民の家族は、氏族を構成する単位である」とし、「遊牧と狩猟の生産様式は、大ぜいの成員を同時に養い難いし、彼らの帳幕は成長した子供たちの同居を防げるので、子供たちは成長すると次々に独立して、新しい家族を形成して行く」とし、モンゴルの家族は小家族であることを明らかにしている。また、「従って家族としての伝承は何も存在せず、事実上数世代を経ていても、家族の名称はなく、現存する世代がかつての家族の首長たちのことを覚えていないのがふつうである」¹⁴⁾と述べていることから、モンゴル人は日本や中国の漢民族などの農耕民族が持つ「家」に対する観念が薄いことを感じていたように思う。

そして、「遺産の承継は生子（実子、嫡出＝筆者、以下同）となっていて、生女（実の娘、嫡出の娘）にもまた一小部分の継承は認めている。もし子女のない場合は近系の者がこれを承し、近系なければ本スム（領域的行政単位）のタイチ（台吉とも記する貴族のランクの一つ）が没収する。養子過嗣（籍を遷して後継ぎとすること）は本族中に限られ、だいたい外姓の子は過嗣とはしない」¹⁵⁾。このことを明らかにした上で、モンゴルの固有の慣習法は「特定の一子だけに財産が独占的に承継される相続形式をとらず、複数相続制に拠ったと認められる」とし、これまで、モンゴル人社会は必ず「末子相続」であるとしていた通説と異なる見解を示している。

だが、鳥田は内モンゴル地域に足を運ぶなどの観察的な調査を行ったにも関わらず、やはり文献研究が中心であったため、論著では「おそらく〇〇であろう」とか、「□□と推想する」と指摘するにとどまり、十分に実態を捉えることができていない。それまでの通説を覆したには違いないが、家族・親族関係に関しては、文献研究から抜けることができていない。また、モンゴルの小家族構成は遊牧と狩猟の生産様式がその形成の要因であると見ている点は、これまでの先行研究における見解を継承している。

中村孚美はこれまでのモンゴル研究を総括し、その論文でこれらのモンゴルの家族・親族に関する研究をまとめる形で書き下ろしている。中村は、日本に紹介された欧米の研究をも含め、戦前・戦後のモンゴル親族組織の研究の流れを辿りながら、その特質を考察し、研究の問題点を探った。

中村は、既存の研究報告などから、それまで支配的であった見解が「氏族的制度はすでに崩壊し、現実には、家族だけが——この場合の家族は、小家族を指しているのであるが——親族組織の主要な構成要素である」というものであったことを描き出している。

中村の最も優れている点は、モンゴルの家族・親族の概念をカテゴリーに分類した上で、家族や父系親族を超えて、母方も含めた親族関係に目を向けたことである。中村は、モンゴルの親族構造を分析するために、モンゴル族自身が親族をどのような概念でとらえているのかを、既存の資料や研究報告から検討して、研究史をまとめている。しかし、対象としたモンゴルの家族・親族研究は、民族学者、歴史学者、法学者、文学者によって研究されており、しかも「家族と父系親族」だけに偏っていたため、モンゴルの家族・親族関係全体についての研究は十分でなかった。モンゴルにおけるフィールド・ワーク経験もなく、文献の整理に依拠していたため、社会人類学者であってもモンゴル学専門ではなかった中村孚美は、モンゴルの親族体系全体を捉える事ができなかった。

以上の検討から、モンゴル社会における伝統的家族、父系親族に関して、これまでの研究で明らかにされてきた特徴を総じて言うと、次の4点になる。①父系原理によって構成された血縁関係からなる氏族的集団であった。②家父長的小家族が単位である。③族外婚である。④複数の相続があり、女子の相続も小部分あるが、主に男子相続であり、特に「末子相続」が特徴的である。

今までのモンゴルの家族・親族関係に関する研究にお

いては、これらの特徴を通説として疑ってこなかったのではないだろうか。

本稿では、家族が形成されることの根底にある相続に焦点を当てて、小家族と末子相続の2つを取り上げて検討していく。筆者はこの2つの点に関するこれまでの研究には、次のような問題があると考えている。

先学たちによって明らかにされてきた上記の諸特徴は、言うまでもなく正確であり、筆者も賛同している。しかし、これまでの先行研究では、①なぜ小家族が単位なのか、②なぜモンゴル社会は末子相続なのかについては、一貫して単に遊牧的経済形態と自然環境に結び付けて論じてきたが、筆者はこの説明だけでは物足りないように思う。また、「小家族」を単位とし、「末子相続」を慣行としているモンゴル人たち自身の、それらの慣行に対する「観念」に全く注目せず、見落としてきたのが問題であると見ている。

そして、これらが見落されて来た主な原因は、2つあると筆者は考えている。そのひとつは、研究手法にあるのではなかろうか。つまり、これまでの研究は、ほとんどが歴史的な手法による文献研究であり、社会人類学的な研究が無かったため、現実の生活実態に注目しなかったことにあると思われる。もうひとつは、当然ではあるが、研究者が外部者であり、フィールド・ワークを行ったとしても短期的で、表面的な観察しか行えなかったため、家族・親族関係のあり方についての意味を深く読み取ることができなかつたからではなかろうかと思われる。

1.2 本稿の課題

本稿では、伝統的な家族・父系親族をモンゴル社会の生活の実態から明らかにすることを課題としている。そのため上述したように、これまでに明らかにされた4つの特徴を、①小家族が単位、②「末子相続」という2つの側面から分析していく。筆者は、モンゴルの家族の「分封(分家)の時期」に着目して、小家族単位も、末子相続的結果も、モンゴル族が新しい「家族を形成」することに對する観念から生じた現象であることを明らかにする。その観念とは、「親の子に対する基本的な義務の達成」と、「子どもの男子の大人としての自立、家族として独立する」というモンゴル社会の価値観に支えられているのではないかと考える。以上のアプローチから、モンゴルの家族・親族の特徴をより具体的に理解することができると思う。

2. 小家族単位と男子の独立の価値観

モンゴルの家族形態に関して、多くの先行研究において、基本的に「小家族」が家族の単位であると指摘されてきた¹⁶⁾。しかし、先学たちは、「小家族単位」については、その概念を指摘していない。ここで「小家族」とは、家族員数の小さな夫婦家族、あるいは夫婦家族と親が同居する家族をいう。

小家族が単位となる要因については、ほとんどの先行研究において、①遊牧という生業による分封しやすい経済的要因である、②大勢の人々が聚居しえない厳しい自然環境によるという点が指摘されてきた。だとすれば、モンゴル人は遊牧という生業のスタイルを転換し、厳しい自然環境が改善され、大勢の人々が聚居すれば、家族の形態も変化させたのだろうか。

今日、中国内モンゴル自治区東北地域のホルチン・モンゴル人たちは、歴史的、政治的情勢によって、既に定住化され、余儀なく農耕化されていることは、周知のことである。自然環境が依然として厳しい中で、分封できない農耕を生業とするように生活習慣を転換し、現在では「モンゴル人農村」さえ形成し同地域では都市化も進んでいる。定住化した人々が集団生活を送り始めて、すでに80年も経っている。こうした中で、モンゴル人の家族構成に大きな変化はあるのだろうか。

ここでは、「モンゴルの家族」に関して最も正確に研究成果をまとめている島田正郎の研究を参照する。筆者は、モンゴルでは、いつ分封（分家）しているのかに注目しながら、主に遊牧生業から農耕生業へ転換したホルチン・モンゴル人の事例を踏まえ、モンゴル人が小家族の単位を構成している主な要因を検討する。そして、モンゴルの新しい家の形成という現象については、男子が結婚して自分の戸門を開き「独立」することこそ、「一人前の成人」であると、同時に親の子に対する「義務の達成」という観念と、「親族間の軋轢」を防ぐという観念が小家族単位を形成している要因であるという視点から、筆者の見解を展開する。

2.1 モンゴルの家族構成とその機能——島田による見解

モンゴルの家族について島田正郎は、親族法と相続法の視点から、次のように明らかにしている。①父権制については、「父権的氏族制ないしその遺制が顕在しつづけたモンゴルにおいては、社会を構成する最小単位である家族は、当然それに規制されざるを得ない¹⁷⁾と指摘し、モンゴルの家族は家父長的であることを明らかにし

ている。

②家族構成について、「モンゴルの家族の構成は、記録の存在するかぎりの古い時代から今日まで変わっていないフェルト製の天幕を唯一の住形式とした関係上、夫婦とその未成年の子に限られてきた。」¹⁸⁾と、小家族単位であることを明らかにしている。しかし、この小家族単位を形成している要因については、「ほとんど生産力の低い遊牧という生産様式に依存しつづけてきたことも、複数の以上の働き手を家族のなかに包含し得なかった原因の一つであるにちがいない」と断じている。

そして、家族を構成する基礎を、生物学的要求とそれを維持する経済機能であるとし、具体的に前者の生物学的基礎に由来するモンゴルの家族の機能としては、①出産、②子供の養育、③次の世代に対する文化の伝達、④成長した子の婚姻を挙げていて、後者の経済的機能としては、①遊牧し得る自営単位の創設、②食料及び原料の供給手段としての狩猟、③衣服及び器具の製作、④獲得した財産を次世代に伝えることを挙げている¹⁹⁾。

島田はまた「これらの機能のすべてにおいて、家族は自らが一単位として属している氏族の統制を受けるわけであるから、家族の管轄権は当然に制限されている」とし、家族と父系親族である氏族との間の緊密な関係を指摘している。氏族の機能として、放牧地や狩猟地を諸家族に分配したり、氏族内に孤児ができたりすると、これを諸家族に分配して、ある家族の員数を増減させることもあるが、家族の機能のすべては、「家族内で進行するわけである」とも指摘している。

島田は続いて、「男女それぞれが果さねばならない仕事の量がはなはだ多いので、家族は少なくとも一人の活動的な男子と、同じく一人の働き手の婦人とがなくては存在しえない」と述べ、遊牧社会における家族という単位の最も基本的な条件を明らかにした。島田の最も鋭い点は、家族の2つの基本的な存在理由、つまり家族が存在する生物的・経済的な理由は、モンゴル人の「観念の中でも制度の中でも、きわめて緊密に結合しているから、経済的な理由だけに基づいているという単位は存在せず、必ず単位の設立者たちは婚姻によって結ばれている」と、家族単位を設立する時期は「結婚」当初であること示しているところにある。

島田が指摘するように、「結婚」はモンゴルの家族において新しい単位を形成する契機である。そして、男子は結婚と同時に、親元の家から分立することになる。しかし、それは、家族が住む場所为天幕という住居空間が狭くて、核家族しか住めないという物理的な理由からで

はない。末子の結婚時にも、新しい住居を建ててそこに末子家族が居住するが、家計が親と一緒にあるならば、ひとつの家族とみなすことができるからである。天幕を別にしても、家計がひとつであるならば、大家族を形成することだって可能なはずである。よって、モンゴルの天幕という住居形態は、単位が小家族になることの要因ではない。

また、モンゴル社会は、生産力の低い遊牧という生産様式に依存するために、複数以上の働き手を家族のなかに包含し得なかったと断じている点は、当地における牧畜生産の事情を良く理解できていない見解ではないだろうか。未婚の青年兄弟が何人もいれば、それこそ経済力があがることになるし、働き手が余るといふことはあり得ないし、また余って困ったという例もない。逆に、現在、モンゴル共和国では家族に働き手が足りないことが、経済力があがらない要因であるとして、5人以上の子を産めば、「模範母」とし、その子たちに国から養育費を出すなどの優遇政策さえとっている。

だが、一体何がモンゴルの小家族の単位を成している大きな要因であろうか。筆者は、その要因としては、モンゴル人が結婚して自分の戸門を開き、「独立」した家族を成すことこそ「一人前の成人」とであるという観念と、親族は離れて暮らし、できれば「親族間の軋轢」を防ごうとする観念にあると想定している。

2.2 モンゴル人の「成人」観念

モンゴル人の中では、成人になる基準が年齢のみによるわけではない。たしかに遊牧時代は、男子は野生の気性の荒い馬を征服することで、周りから一人前の男と言われていた。しかし、それも均一の基準ではない。環境と状況により基準は変化しただろう。10代前半でも、ひとりで仕事ができれば一人前である。筆者は、近代内モンゴルの事情を調査したときに、「13歳で父に従って余儀なく農耕を始め、家族を養い、一人前になった」という話も聞いた。18歳とか、20歳で成人とみなすことは、近代になって成立する基準である。モンゴル人の観念では、結婚して、独立した自分の戸門を開き、家族を作ることこそが、真の「一人前の男」である。仕事ができても、20歳を過ぎても、30歳を過ぎても、結婚して自らの家族を持たないと、まだ「片身」と言われ、「一人前の男」にはならないのである。

モンゴルの親には、子どもに、順番に持ち前の財産を分けて、子どもをそれぞれ結婚させて「真の一人前」にさせることを「親の義務」とする観念がある。つまり、

その観念により、モンゴル人の親は女の子には婚姻持参物を持たせて嫁がせることをし、男の子には、婚資を出し、新婚夫婦の居住する帳幕を建てて、嫁を娶らせて、家畜を分けて財産とさせる。

2.3 放牧からの転換と家族

モンゴルにおける小家族単位形成の一因を、厳しい自然的環境が多人口的集団の居住に適していないとする理由から論証していることについては、筆者はモンゴル人として十二分に理解している。これは、モンゴル遊牧民族が自然と調和し共存するために、先祖代々から伝えられ守ってきた知恵でもあったからである。しかし、モンゴル人たちはそれが既に守れなくなり、その土地で余儀なく集団居住し、さらには農耕村落まで形成するようになった²⁰。ではそこに居住するモンゴル人の家族には、構成上の変化があったのだろうか。

筆者が生まれ育った村落は、1930年前後から形成が始まり、40年代の半ばに正式な行政村として形成された、内モンゴル自治区東北ホルチン地域における半農半牧のモンゴル人村落である。今は全村400戸近くあり、人口は約2500人である。戸籍上は100%モンゴル族になっていて、全村の人々がホルチンモンゴル語をはなすが、かなりの割合はモンゴル化した他民族である。また、モンゴルという視点から見ると、かなり漢化しているといえる。では、そこに住むモンゴル人の家族構成は変化しただろうか。

ここで、幾つかの事例を挙げて、モンゴルの小家族単位を構成している主要因には、「一人前である」観念があるという見解を示したい。事例のひとつは、文献史料がないため、筆者の中学時代の記憶をたどることにする。筆者が1981年に高校に進学して村を離れるまで、全村の中で複合大家族は、ただひとつの家族だけであった。それは、年寄り夫婦と、3組の兄弟夫婦とその子供たちの三世代からなる大家族であった。長男の次女が筆者と同級生で、仲がとでもよかったので、常にお互いの家を往来していた。だが、実はその家族は元々が漢民族であり、第一世代の家父、つまり同級生の祖父は、ほとんどモンゴル語を話せなかった。その長男であった筆者の同級生の父は、男子がいなかったため、今はその次女に婿を貰って一緒に暮らしているが、未だに、漢語とモンゴル語を混在させて話しているのである。この他には、複合的な大家族がなかった。

事例の2つ目として、最近の状況を挙げたい。文化的にさらなる漢化と農耕化が進んだ時期の2008年夏のフィ

ールド・ワーク調査では、全く複合的な大家族が存在しなかった。中国政府による少子化制度によって、逆に核家族が進んでいた。

以上のように、当地のモンゴル人たちは農耕化しても大家族にはならなかった。では、どうして定住化し、経済生業が農耕化し、さらに文化的に漢化が著しいにも関わらず、モンゴル人の家族構成は変わらなかったのだろうか。そこには、モンゴル人の家族の観念の影響がある。つまり、当地のモンゴル人のなかに「一人前の男」になるためには結婚して自分の戸門を独立させなければならぬという観念が強く今も根ざしており、それが慣習となっていることが、拡大家族の未形成の一因であると考えられる。そうした事情は、筆者のモンゴルでの生活経験からも言えると思う。

これを示す事例を3つ目の事例を挙げてみよう。上述の2つの事例よりも時間を遡ることになるが、本事例は筆者の実家の事例である。内モンゴル東北地域では、清朝末期から漢人の入植が進み、内モンゴルの各地で「蒙地開墾」が行われ、急速な農地化が進められてきた。このため、本来土地に縛られない遊牧民族であったモンゴル人たちは、遊牧の土地を失い、居住地を狭められたり、追われたりした。こうしたモンゴル民族の大移動がはじまったことを、プリンサインの研究²¹⁾が明らかにしているように、筆者の祖父と父も同じ経験をしている。その結果、多くのモンゴル人が農耕によって生活することを余儀なくされただけでなく、家族構成にも影響を与えたという。居住地と生きる場所を求めて転々と移動した時期も長かったという。筆者の父だけの経験から言っても、10歳ぐらいで祖籍から離れて、この村にたどり着くのに15年近くかかったという。十数年間各地を転々としていたため、家族だけではなく、できるだけ親族一同で、お互いに助け合いながら移動し、一時的に複合的大家族を構成することも多かったという。2008年のフィールド・ワークでの聞き取り調査でも同じような情報を得ることができた。当村が形成された当時は、ほとんどが複合家族であったという²²⁾。

しかし、それが、定住から暫くして1950年代の半ばからは、次から次へと分家をしはじめたという。その分家の要因を聞いたところでは、「兄弟というのがいずれは分家するものである」とし、兄弟が同居することは、自分で戸門を開く前の親の子としている時代であり、結婚をしたら兄弟や親に頼る（同居する）ものではないという回答であった。筆者の父は長男であるが、周囲の漢民族の影響を受け、大家族を理想とし、その次の弟夫婦と

その子どもと一緒に大家族を形成して生活を送っていたそうである。しかし、祖父は、「兄弟が仲良くするのがよい。だが、早かろうが遅かろうが兄弟でもいずれは分家するものだ。早く分家すれば、早くそれぞれ一人前の家族になるけれども、同居すると何時までたっても一人前にならない。肉親だからこそ、ずっと一緒にまつわり結び続けないことが、お互いのため」とし、分家を薦めたという。

以上の事例から、「結婚」＝「独立」することであるという観念が、モンゴル人の意識には慣習的になっていることが明らかであり、この観念が小家族の形成維持に作用しているといえる。もちろん、これは男子兄弟が2人以上いる場合であり、男子が1人の場合と末子は別である。

2.4 水と木の関係と骨と肉の関係

モンゴル社会が小家族単位をなしている要因は、上記以外にもう1つあると考える。それはモンゴル人の「水と木は近い方がよい、骨と肉は遠い方がよい」²³⁾という観念である。この観念はことわざとなり今日までに伝わってきている。その意味は次の通りである。初めのところでも述べたように、モンゴルでは、同一の祖先から発展した氏族は同一のヤス（yasuまたはyasun＝骨）類であると考えられている。つまり、父系親族は骨親である。それに対して、母方の親族を肉の親類と考えているわけであるが、普通は骨と肉をあわせて「親類」を表すことになる。したがって、この観念の意味は、水と植物は相性が良いので、水に近い植物は良く茂る、しかし、親類は近くで生活すると、軋轢が起こることを防ぐのは難しいので、お互いに遠く離れて生活することが良いということである。

従って、モンゴルでは、男子が1人ではない場合や末子ではない場合、結婚当初から住居の帳幕が別であるが、しばらくの間（一般的におおよそ3年前後）、親の家の隣で生活をして、嫁は姑の下で婚家のしきたりを学ぶ。やがて子どもが生まれ、夫婦の家族の生活が軌道に乗った時に、親元を離れてゆくのである。

しかし、モンゴル人の価値観は、「人に助けられて生きるのではなく、人を助けて生きる」²⁴⁾という観念が強い。親元から離れることは、「人に助けられて生きるのではない」ことでもあるが、それは家族として、親や兄弟の生活する生家の家から離れただけで、親族関係から離れたわけではない。「人を助けて生きる」という観念も強いので、親やその他の兄弟を支え、氏族として、お

互いに助け合いをするなど連合性も強いことは、モンゴルの氏族集団制からも伺うことができる。

よって、お互いに離れて生活することは、親戚から遠ざかるのではなく、より深い意味で親族関係を親密にすることにある。家族は独立した単位として存立しているため、親族は家庭内の生活には干渉しない。既に島田が明らかにしているように、「氏族は人々の間にあらゆる関係を打ち立て、次の世代へ転承や領域を伝える必要のすべてを充している」²⁵⁾ので、婚姻の規制や、相続の規制により、氏族の統制を受けなければならないし、常に他の親族との関係を強めるわけである。

以上の結論から言っても、モンゴル族の家族構成は一般的に小家族単位であるとみて間違いはない。だがそれをつくり出している要因は、遊牧生業という経済的な要因と、厳しい自然環境的な要因だけではない。最も基本的な要因として、モンゴル人たちが家族の独立に関して、「一人前の成人」の観念と「親族間の軋轢」を避けるという観念を有しているからである。

3. 末子相続とモンゴル社会の扶養慣行

前章では、モンゴルの家族構成が小家族単位となる現象の要因について検討をしてきた。その要因は既存の研究が明らかにしてきた経済的、自然環境的なそれだけではなく、家族が独立する際にモンゴル人が持つ観念、つまり、「親が子に対する基本的な‘義務’の完了」であると同時に子供の「一人前の成人」になる観念、と「親族間の軋轢」を避けるという観念とがより、基本的なものとして作用していることを指摘した。しかしながら、すべての男子が独立しなければならないというわけではない。特にモンゴル人の家族のなかで男子が1人しかいない場合と末子の場合、上述した観念を基礎とした独立はおこなわれない。以下は、モンゴル遊牧民の特徴ともいわれている「末子相続」に関して検討を行うことにする。

本章では、モンゴルの家族制度を研究対象とした、青木富太郎のモンゴルの末子相続に関する研究を中心に、①相続制度とは何か、モンゴルの相続とは何か、モンゴルの法では相続に関してどのように規定されているかを検討する。さらに、モンゴルでは、貴族層には長男の相続と庶民層では末子相続のあり方があるが、本稿では庶民層の相続に焦点を当ててゆく。その上で筆者は、②モンゴルの末子相続は、小家族単位とも関連したモンゴル社会の扶養慣行であるという見解を述べる。

3.1 相続制度とモンゴル人の相続に関する先行研究

相続 (inheritance[E]; Erbfolge[G]) について、社会学上の通説では、「相続とは、人が死亡した場合に、死者に属する有形・無形の財産を一定範囲の家族員・親族員が当然に承継する規則と行為をさす」²⁶⁾とし、続けて、「相続は、広義には、以上のように定義しうるが、しかしその社会的機能と意味は、当該社会の社会経済的条件ならびに所有制度の形態によってさまざまである」とあり、諸社会においては、相続の機能と意味がそれぞれ個別に存在することを示している。

では、遊牧を生業としていたモンゴル社会における相続の社会的機能はどのようなものであり、その意味は何であったのか。そして、農業経済に転換したモンゴル社会において、相続の形態はどのように変化したのであろうか。

これまでのモンゴルの「相続」に関する先行研究を検討してみると、ほとんどの先学たちは一貫して、モンゴルは「末子相続」であると論じてきた。特にモンゴルの相続に関しては、青木富太郎が現地調査を実施した上で論じた優れた研究がある²⁷⁾。青木は戦時中、内モンゴル自治区で現地調査を実施し、モンゴルの相続制度に焦点を当てた研究を行った。その研究では日本の末子相続制度と比較をしながら、主にモンゴルの末子相続について明らかにしている。ここでは、主にこれを参考にする。

青木は、現地に到着する前に、内モンゴルではすでに「末子相続」が存在しないだろうと予想していた。それはおそらく当時の、「農耕民族は長子相続で、遊牧民は末子相続」であるという観点からの予想であったと思われる。19世紀末から20世紀初頭に、内モンゴル地域ではモンゴル人たちが既に定住化し、農耕化をもし始めていた。そのため、モンゴル人の定住化・農耕化の進展に伴い、特徴的であったモンゴル遊牧民の「末子相続」も変化し、もう既に存在しないだろうと予想したのであろう。しかし、青木は実際に現地で調査を行ったのち、内モンゴルにおけるモンゴル人社会では、まだ広く「末子相続」が継続していたことを明らかにしている。

したがって、青木は、モンゴルで「末子相続」を持続させてきた内部条件と外部条件を分析しながら、モンゴルの相続に関する制度について、次のようにその要因を明らかにしている。

青木は、モンゴルでは「必ず末子が家督を相続し、(末子が未相続の間は=筆者、以下同) その代わりに、①子(末子)が新家長たる資格に欠けている場合、すなわち年齢不足の場合には、母たる寡婦が家督を相続する

こと、②長男が本家を支援する義務ないし干渉する権力を持つこと、③（末子が相続した場合は）長子の系統のものと同様に義務ないし権力をもって、（末子が未相続の場合には、独立した子どもたちが）寡婦が家長となっている家を保護する」ことが、末子相続を持続させてきた家族制度の内部条件であることを明らかにした。それと同時に、この制度の持続を可能にした外部の条件として以下の2点を指摘している。それは、①遊牧形態が、少ない労働力でたくさんの家畜を管理できるという経済的な優位性を持ち得ることであり、②モンゴルの厳しい自然環境により、財産としての家畜を殖やすことを考えると、聚居は望ましくないことである。そのため、息子らの独立・他出という経済的な必要性があったとして、長子から順に結婚を機会に独立していき、最後に残るのは末子という結果になったこと明らかにしている。

モンゴルの相続について、青木富太郎のみならず多くの学者たちも、モンゴル社会は遊牧経済であるゆえに「末子相続」であるとしてきたことが通説的である。

3.2 モンゴルの相続制度と末子相続慣習

ところで、モンゴルの相続を「末子相続」の一言でのみ説明することは、適確であろうか。ここでは、①末子相続とは何か、②従来モンゴルの相続について、各時代の法律にはどのような規定があるのか、③モンゴルの末子はいつ、何を相続していて、それが他の兄弟の相続内容とどのように違うかを踏まえ、④今日は定住化し、外部環境が遊牧経済から農耕経済へと変動したモンゴル人の相続形態を考察する。次に上記4点の考察を基礎としながら、モンゴルにおける末子相続慣行と「小家族の単位」および「親の扶養」との関係を探る。

3.2.1 末子相続とモンゴル各時代の相続制度の規定

社会学上の通説として、末子相続（ultimogeniture）とは、「基本的には、1人の子ども（末子）が死者の財産を排他的に承継する一子相続のパターンの一つであり、長子相続と対をなす概念である」²⁸⁾と規定されており、その条件として、「末子相続の慣行は、社会経済的条件が十分な発達をとげていない地域や文化圏において、あるいは社会経済的条件が急激に変容している危機的状况において典型的に見出される」²⁹⁾指摘されている。

この通説に従いながら、モンゴル社会における末子相続慣行を検討してみよう。まず、筆者は、モンゴル社会の相続形態の現象として、従来から末子相続の慣習があ

るという立場に立つ。なぜなら、今日もモンゴル国に生活をしているモンゴル人であるか、内モンゴル自治区に生活しているモンゴル人であるかにかかわらず、彼らの間ではまだ広い範囲でこの慣行が行われている。

しかし、なぜモンゴルでは末子相続が存在したのか。モンゴルの各時代における相続制度の律令には、どのような規定があるだろうか。

島田はモンゴル律例の成立から現存する諸本までを研究し、上述したようにモンゴル法に関する論文と著作を多く上梓した。「継承」に関する規定については、「蒙古律例には、継承に関する規定は存在せず、ただ無子の場合の畜産承受に関する規定二条だけが、巻二・戸口差徭の項にみえている」³⁰⁾と指摘しているように、同律例には誰が何を継承し、どの子が何を継承してはならないという規定はなく、日本の「イエ」の継承にみえる長男を継承者に限定するような、「末子が特殊財産を継承し、親の老後を見る」ことを意味する規定もない。

そして、青木も、現地調査で末子相続に関する規定文の収集を試みたが、「調査にあたって、財産相続はこれに関した公式の書類は一切ないので、一々当人にあたってしらべる以外に方法がない」と述べている。また、あるホシユン（旗のことで、部族・氏族の領域単位）の全貴族の家系を記したものである、「総家譜」と称されるものが存在していたことを確認し、それが「縦約一間あまり、横約五間（1間は約1.8メートル＝筆者）で、このホシユンの始祖ブンダル以来の全貴族の名が記載されているが、これにより知りえられる（まま）のは単に血のつながりだけで、相続者が誰であるかは全然わからない」とも述べている。さらに、「平民の系譜はわかるが、家督相続者はわからない」とし、同じく平民にも規定文はないことを明らかにしている³¹⁾。

3.2.2 モンゴルの相続対象の内容と相続の時期

ところで、モンゴルの末子は一体何を相続しているのであろうか。それが他の男子兄弟の相続と何が違うのであろうか。

古来の遊牧社会において相続の対象となったモノについては、以下のような点が明らかにされている。

青木は、モンゴルの「分家の際には、息子は家長から新しい包（帳幕のこと）と家財道具・家畜類の分与を受けるが、分家の当日には、本家から新しい家へ火を分ける以外には、別に儀式はおこなわれない」³²⁾。だが、「独立するに当たって、家長から与えられるものは、通例、家畜、帳幕およびその中にそなえられるべき家具、日用

品などであり、これは古今を通じて変化はなかった³³⁾と明らかにしている。そして、末子が「爐の王³⁴⁾と呼ばれて、他の兄弟と比較して「父の寵」と「父の帳幕」を相続すると平民の末子相続方法を明らかにしたうえで、必ずこれらを末子が相続する「末子相続である」と主張している。

それに対して、島田がモンゴル遊牧民の財産相続の対象となるモノは、「まず家畜といわゆる蒙古包すなわち帳幕が主で、他に帳幕内に収容されている仏壇・家具類・台所用品・衣類などであり、さらに富裕なものにおいては、相続人の実母以外の父の妻、奴隷などがこれに加える(ママ)」³⁵⁾としている。「農耕民と非常にちがう点は、土地が相続の対象とならない」とも指摘し、「男の子には、婚資を出し、新婚夫婦の居住する帳幕を建てて、嫁を娶らせて、家畜を分けて財産とさせる」としている。だが、先行研究の検討でも述べたように、島田は、モンゴルの固有の慣習法は「特定の一子だけに財産が独占的に承継される相続形式をとらず、複数相続制に拠ったと認められる」とし、必ず「末子相続」であると主張せず、「比較的平等に近い」ことを明らかにしている。

以上のような相続の内容から言って、定住化以前のモンゴル社会において、相続の対象物の経済的な量の、息子たち間での差異はそれほどなかったことが明らかである。

次に、現在の内モンゴル自治区の事例をみることにしよう。事例は、ある4人の息子を持つ家族の例である。既に上の3人の息子を結婚させて、どの子ども家族とも3年近く暮らし、その後、それぞれ煉瓦の家を建ててあげたが、今末子と暮らす家は古い家のままである。既に結婚して、独立させた上の3人については、親が義務を果たしたと安堵しているが、末子にはまだ新しい家を建てようと頑張っている。しかし、末子も一緒にその方向で親と一緒に頑張っているが、末子が特別に親の財産を相続したわけでもない。このような分割の根底にあるのは、親の「平等である」という判断基準である。

この事例が示すのは、末子が親の残した財産を継承したのではなく、結婚して親と共同で財産を作り、他の兄弟が分家時に相続した基準を目指してはいるが、末子が得をしてないということである。現実には、こうしたケースが多くみられる。

だとしたら、末子相続と一律に片づけて適当であろうか。

3.2.3 末子相続慣行の要因と親の扶養

では、モンゴルの相続は何を意味しているのであろうか。法的な規定がないにも関わらず、どうして末子相続が今日まで続く慣行となっているのか。筆者は、モンゴルの相続が発生する時期に注目し、末子相続慣行の要因を明らかにする。本論では、小家族単位とも関連して、モンゴルの「家族」の観念と親の扶養に焦点を当てて、議論をすすめる。

なぜモンゴル民族は、遊牧的経済形態でも、農耕的経済形態でも「末子相続の慣行」が存続しているのであろうか。その要因はいったい何であらうか。また、モンゴルの末子相続慣行の発生は、遊牧という経済形態をとったがために生まれたのであろうか。

末子相続形成の基盤として、ジェームズ・フレーザー(Sir James George Frazer)は、周辺の資源という外的要因に注目し、遊牧民には末子相続制の傾向があり、農耕民には長子制の傾向があると指摘した³⁶⁾。つまり、遊牧民の息子たちは、成人とともに親から家畜を分与されて、次々と草原に散っていく。したがって、これにより家には扶養者として末子が残されることになるという、遊牧民の場合における家族集団の分封が行われやすい仕組みに注目している。また、同様な構造で分封が展開する仕組みは、焼畑農業の場合でもあてはまると指摘する。なぜならば、焼畑農業の場合、未耕地という外部資源がひろく展開していることが家族の分封を進めるひとつの要件となるからである。焼畑農業をいとなむ農耕民の分封を促進する要因が、遊牧民と類似している点から、これを農耕民の焼き畑説という。

だが、ヴィノグラドフ(P.Vinogradoff)は、末子相続慣行の形成について生活の実態に注目し、内的要因を強調した貧困説を唱えた³⁷⁾。すなわち封建農民の生活実態に注目したとき、彼らはどうい家族成員を養うだけの経済的な基礎をもたない。そのため、長男から労働市場への放出が始まり、親は残った末子と同居して、その生涯を閉じる。つまり末子相続慣行の形成は、子どもを出稼ぎに出す農民の生活形態とその労働市場の成立により促されたとまとめられる。

しかし、内藤莞爾は、上記2つの説を覆す論を展開している³⁸⁾。内藤莞爾は、日本西南九州地方の末子相続の慣行から、末子相続について論じた。末子相続慣行が形成される要因として挙げられる貧困と開拓可能性の2点に注目する場合、この条件をそなえた地域は日本全国に散在しているにもかかわらず、末子相続の慣行を生むことにはならなかったとし、末子相続が「イエ」の観念と

関係すると説いている。つまり、「イエ」の姿勢にとほしければ、家督相続＝長子家督への要請も、小さなものとなってくるという。

上述のように、末子相続は遊牧民だけに限らず、農耕民族にも見られる相続慣行である。末子相続という言葉が、英語、ドイツ語、フランス語にも存在することから、これに類似する慣行は、ヨーロッパでもみることができるとし、中央アジアの遊牧民、北東アジアの狩猟民、東南アジアの農耕民、西日本ないし西南日本、さらにアフリカの一部でも観察されていると言われる。

従来、モンゴル民族は遊牧民であった。これまでのモンゴルの末子相続に関する先行研究においては、そのほとんどがジェームズ・フレーザーの説を採用している。つまり、モンゴル民族は遊牧的経済形態をとったため、その生活様式が農耕民とは異なり、相続の仕方も異なる。そして農耕民は長子相続が一般的であるのに対して、モンゴル民族は末子相続が一般的であるといわれてきた（青木、島田）。一方で、上にも述べたように、青木は戦時中に内モンゴル自治区ハルハ旗を訪問する前は、既に末子相続は存在しないだろうと推測したが、現地調査を行った際、まだ末子相続が続いていたことを確認し、それに驚いた。また青木は、モンゴル人の「家なるものについての観念は、農耕民族における（家の観念＝筆者）よりも薄い。特に平民階級の間においてはうすい」ことを指摘している。

この青木の事例研究に基づく指摘は、内藤莞爾が唱えた遊牧的経済形態だけが末子相続の慣行を生み出す要因となっていないという主張を裏付けたことになる。

筆者もモンゴル社会は、一般的に末子相続であるという見解に賛同する。なぜならば、内モンゴルにおけるモンゴル民族の相続慣行、わけてもホルチン地域のモンゴル人たちの相続慣行は、農耕民に変化したにも関わらず、現在もこのパターンが支配的であり、かつ今日まで継続していることを筆者の経験から事実として確認できるからである。

ところで、モンゴル人の相続はどの時点で発生するのであろうか。それは親の死後であるのか、それとも親の引退時であるのか。

既に、諸先学たちも明らかにしているように、モンゴル人の相続は、親の死後ではなく、引退時でもない。それは子どもの結婚を機会に、財産を与えていることから分かるように、「家」あるいは新しい「家族」が形成された時に発生している。

しかし、島田も気づいていたように、モンゴル人社会

では家族としての伝承は何も存在せず、事実上数世代を経ていても家族の名称はなく、現存する世代がかつての家族の首長たちのことを覚えていない状況が一般的である。このことから分かるように、モンゴル民族は日本や中国の漢民族などに代表される農耕民族が抱くような「家」に対する観念に乏しい。したがって、「家」の継続に対する観念を、モンゴル人の相続慣行の継続要因とすることは難しい。

このように、モンゴルでは、結婚して独立するという価値観から、兄弟は結婚して、家族をつくり、上の方から次々と独立して行き、小家族の単位になる。そのため、多くの場合最後に残された末子が、正岡寛司³⁹⁾の言うように、親の家族、つまり親の扶養といった側面をまかされることになり、重要な社会的責任を果たしている。一方、モンゴル社会においては、末子の側も親の扶養の責任を自分の役割として果しているから、これまでに経済状況がどうであろうが、相続の内容が何であろうが、法的な規定がないにもかかわらず、末子相続的現象が継続してきたのではなかろうかと考えられる。

4. 結論

以上、これまでのモンゴルの末子相続に関する先行研究と、今現在定住し、かつ農耕化したモンゴル社会における末子相続の実態の検討結果を合わせる中から、以下のような結論を導き出すことができる。①モンゴル小家族は、遊牧的経済だけが要因ではなく、モンゴル人が、子どもを結婚させて、「独立」させることを、親の基本的な「義務の達成」とし、それを子供の「1人前の成人」であるという観念と、「親族間の軋轢」を避けるという観念と緊密に関連している。②モンゴル相続の発生は親の死後ではなく、子の「結婚・独立」時に発生しており、「平等である」という親の「判断基準」に基づき、諸子に財産を分割しているのが実態であり、しかも、「末子相続」慣行であっても、他の民族の「長子相続」のような「1人の子どもが死者の財産を排他的に承継する一子相続のパターン」ではない。③モンゴルの「末子相続」慣行は、明らかにモンゴルの「小家族が単位」と関連しており、上の兄弟たちが、次々と独立していった結果は、末子が親の扶養をすることになる。しかし、親の扶養が問題にならなかったから、法制度的な規定がなかったことになる。④農耕化したモンゴル社会における事例から、「末子相続」の慣行は、遊牧或は農耕のような経済的形態が主因でなく、「イエ」や「家族」をどう見るかという「観念」によるという内藤莞爾説

が実証されたことになる。

注

- 1) 齊穎賢、2009、「モンゴル族における母方の親族関係—ナガチとその機能」『専修社会学』第21号
- 2) ウエ・ア・リヤザノフスキイ、1935、『蒙古慣習法の研究』(東亜経済調査局訳) 東亜経済調査局；1935(経済資料；通巻第192)
- 3) ボリス・ヤコウレウイチ・ウラヂミルツォフ著(外務省調査部訳)、1937、『蒙古社会制度史』日本国際協会
- 4) ウエ・ア・リヤザノフスキイ、1935、原著者序 P.2
- 5) ボリス・ヤコウレウイチ・ウラヂミルツォフ、1937
- 6) 後藤十三雄、1942、『蒙古の遊牧社会』生活社
- 7) 田山茂、1948、「蒙古に於ける基礎社会の変遷について」広島文理科大東洋史研究室編『東洋の社会』目黒書店
- 8) 青木富太郎、1952、「古代蒙古社会の末子相続制」『遊牧民族の社会と文化：ユーラシア学会研究報告』(ユーラシア学会編修)
- 9) 島田正郎、昭和32~33、「モンゴリアの遊牧の民における家族」『法律論争』第31巻1号
- 10) 中村孚美、1967、「モンゴル親族組織覚書」『民族学研究』第32巻第2号
- 11) 同上 PP.97
- 12) 青木富太郎、1962、「蒙古家族制度史研究」東京大学博士学位論文
- 13) 同上の論文の「序」で、「蒙古家族制度史の研究に手をそめたのは昭和十八年、東亜研究所から派遣されて、内蒙古ウランチャブ盟ハルハ右翼旗に遊牧蒙古人の家族制度実態調査をおこなって以来のことである。すでに昭和十六年にこの旗の視察旅行をこころみていたが、実のところ、蒙古史の一研究者として見てあるだけで、実態調査の予備としてではなかったが、それが役に立って、調査地についての概念はもっていた。十八年につづいて十九年にもおこない、二十年にも実施する予定であったが、敗戦によって完了せず、この調査自体は不完全なものになってしまった」とある。
- 14) 島田正郎、1957~58、「モンゴリアの遊牧の民における家族」『法律論争』第31巻1号
- 15) 島田正郎、1969、「清朝の蒙古に対する立法と蒙古慣習法—その一・承継—」『法律論争』第42巻4、5、6合併号
- 16) 青木富太郎(1962)、島田正郎(S32~33年)などこれまでのほとんどの先学たちが指摘しているが、ここでは一つひとつ例挙はしない。
- 17) 島田正郎、1985、『東洋法史』(増訂版)東京教学社 P.222
- 18) 同上
- 19) 島田正郎、1957~58、「モンゴリアの遊牧の民における家族」『法律論争』第31巻1号
- 20) ボルギギン・プリンサイン、2003、『近現代におけるモ

ンゴル人農耕村落社会の形成』風間書房

- 21) 同上
- 22) 2008年夏、D村の70歳のZさん、男性、1938年生
- 23) このことわざは、これまで専ら族外婚を示すものとして使われて受け止められてきた。
- 24) 小長谷有紀、2004、『モンゴルの二十世紀 社会主義を生きる人びとの証言』中央叢書
- 25) 青木富太郎、1962
- 26) 森岡清美他編集、1993、『新社会学辞典』有斐閣 P910~911
- 27) 青木富太郎、1962
- 28) 森岡清美他編集、P1376
- 29) 同上
- 30) 島田正郎、1969、「清朝の蒙古に対する立法と蒙古慣習法」『法律論争』第42巻4、5、6合併号
- 31) 青木富太郎、1962、PP.12~14
- 32) 同上。P.70
- 33) 同上。P.100
- 34) 同上。P.116
- 35) 島田正郎、S44
- 36) 青山道夫他編集、1974、講座『家族 5 相続と継承』弘文堂
- 37) 同上
- 38) 同上。PP.347~348
- 39) 森岡清美他編集、1993。正岡寛司は、末子の扶養責任について、「残された家族の扶養責任といった側面が社会的に重要な意味を持つ」という。

参考文献

- 青木富太郎、1962、「蒙古家族制度史研究」東京大学 博士学位論文
- ウエ・ア・リヤザノフスキイ(東亜経済調査局訳)、1935、『蒙古慣習法の研究』東亜経済調査局
- 後藤十三雄、1942、『蒙古の遊牧社会』生活社
- 島田正郎、1981、『北方ユーラシア法系の研究』創文社(東洋法史論集；第4)
- 島田正郎、1982、『清朝蒙古例の研究』創文社(東洋法史論集；第5)
- 島田正郎、1985、『東洋法史』(増訂版)東京教学社
- 島田正郎、1986、『明末清初モンゴル法の研究』創文社
- 島田正郎、1992、『清朝蒙古例の実効性の研究』創文社(東洋法史論集；第7)
- 島田正郎、1995、『北方ユーラシア法系通史』創文社
- 田山茂、2001、『蒙古法典の研究』東京大空社(昭和42年日本学術振興会刊(丸善発売)の復刻)
- 中村孚美、1967「モンゴル親族組織覚え書き」民族学研究；第32巻2号
- ボリス・ヤコウレウイチ・ウラヂミルツォフ著(外務省調査部訳)、1937、『蒙古社会制度史』日本国際協会
- 齊 穎賢 QI, Yingxian 専修大学大学院博士後期課程